農地転用許可申請書添付書類一覧

提出部数:2部(うち1部は正本)

	書類名	留意事項等	交付場所等
1	土地の登記事項証明書	・全部事項証明書に限る。	法務局
2	土地の地番を表示する図面	・原則として法務局で取得した公図の写し(インターネットの登記情報提供サービス取得のものも可) 水路は青、道路は赤、申請地は赤斜線とする。 申請地に隣接する土地には、所有者名・地目・面積 を記入する。 許可後の変更申請の場合は、現況写真を貼付する。	法務局
3	法人の登記事項証明書	・法人のみ	法務局
4	定款	法人のみ (原本証明の押印があるもの)	
5	転用候補地の位置及び附近の 状況を表示する図面	・縮尺 1/50,000 ないし 1/10,000 程度のもの 周辺の目標物を具体的に記入すること。	建設課等
6	建設予定建物・施設の配置図 及びこれらの施設を利用する ために必要な道路、用排水施 設その他の施設を明らかにし た図面	・平面図、立面図、配置図 上水道本管からの給水、下水道管などへの排水接続 についての計画を配置図等に記入する。 ・建設予定建物・施設等の面積、位置及び施設物間の 距離を表示(縮尺 1/500 ないし 1/2,000 程度のもの)	
7	公図上の建物等施設の配置図	・既存施設が存在する場合のみ 境界線(筆境)からの距離を記入する。	
8	土地所有者の同意があったことを証明する書面 耕作者の同意があったことを 証する書面	・所有者以外の権原に基づいて申請をする場合・地上権、永小作権、質権、又は賃借権にも基づく 作者がいる場合	
9	関係法令の許認可等に係る申 請書の写し等	・都市計画法・森林法・砂利採取法等・農振農用地除外の場合は変更許可書の写し	
10	土地改良区の意見書	・土地改良区の地区内にある農地の場合(意見を求めた日から30日経過後も意見が得られない場合には、 その事由を記載した書面)	土地改良区
11	取水・排水に係る水利権者等 関係権利者の同意書	・水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得て いる場合には、その旨を証する書面	
12	事業計画書	・個人住宅の場合は原則として添付不要	
13	資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることが確認できる 書面	・資金計画書又は予算書については、申請書に記載又 は別紙として添付 ・裏付けとなる残高証明書又は融資証明等 <u>資力がある</u> 事が確認できる書面を必ず添付 (コピーの場合は原本証明の押印があるもの)	
14	工事工程表	・事業計画面積が 5000 m ² 以上のもののみとしその他は 申請書記載で可	

15	地区内道水路の処置に係る所 管部局との調整を証する書面	・事業地内に道水路がある場合	
16	転用申請土地に関する調書	・転用事業の事前説明の確認等	農業委員会
17	その他参考とする書類 (許可申請の審査をするに当って、特に必要がある場合にとし、印鑑証明、 ることとし、の添付を一律に求めることは適当でない。)	・住民票・戸籍謄本・相続関係書類等申請書と土地の登記事項証明書の内容が異なる場合や市内に住民票のない場合 ・印鑑証明書抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合でその真意を確認する必要がある場合 ・太陽光発電設備の設置を目的とした申請の場合 【平成29年4月1日以降に改正FIT法による事業計画の認定を申請した場合】 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し又は次に掲げるすべての書類 ① 当該申請の事実を証明するもの(「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」の申請画面の写し)② 次のいずれかの書類(接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可) ア.書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書(電力会社の受付印が押印されたもの)の写し イ.インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細(受付番号が記載されたもの)の写し ③ 使用する太陽光パネル、フェンス等の品番や使用がわかるカタログ等の写しなどを添付すること 【平成29年3月31日以前にFIT法による設備認定を申請した事業者の場合】 ①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し及び②次のいずれかの書類(接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可) ア.書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書(電力会社の受付印が押印されたもの)の写し イ.インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細(受付番号が記載されたもの)の写し メその他、確認が必要となる書類の提出をお願いするが愛がありますのでご了承ください。	

*事前に隣接地の所有者、耕作者への事業説明を行って下さい。

受付期間は毎月5日~15日です。締切日(15日)が閉庁日の場合は直前の開庁日とします。

農業委員または農地利用最適化推進委員への説明、各課への持回り審査がありますので、余裕をもった申請をお願いします。